

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	6月、10月、1月に学生対象のいじめアンケート（1月からは学生生活アンケート）を実施し、その際に全教職員に「いじめ」の定義について共通理解を図った。	引き続き、共通理解を図るため、全教職員を対象に研修を実施し、意識啓発を行う。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時的「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	5月、6月、9月、11月、1月、3月（計6回）学校いじめ対策委員会を開催し、アンケート結果の情報共有や個別事案への対応方針を協議した。	定期的に委員会を開催すると共に、疑いがある事案が発生した際には、速やかに臨時委員会を開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	7月に警察による講話による研修会を開催し、研修を行った。	引き続き実施する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会で学校いじめ防止基本計画を策定しており、全教職員に周知している。アクセスしやすいよう学校HPに掲載している。	定期的な周知を行い、いじめ対策委員会の存在意義を定着させる。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会で学校いじめ防止プログラムを策定し、全教職員に周知した。アクセスしやすいよう学校HPに掲載している。	引き続きいじめ防止プログラム年間計画を定め、全教職員に周知を行い、HPにもアップした。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員個人で抱え込むことがないよう、事案があれば学生相談室と迅速に連携し、さらに学生相談室がいじめ対策委員会へ報告する体制を徹底している。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に重大事案の定義や役割が明記されており、周知されている。	引き続き定期的な周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	グループウェア上や、いじめ対策委員会において情報共有し、学生の実態や指導の経過等の情報を即座に把握できる体制を構築している。	引き続き、迅速な情報共有を徹底する。	—
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年3月、学生生活アンケートの実施時期について検証し、適切な時期を見直し、令和7年度の実施計画に反映した。また、学校いじめ防止基本計画及びマニュアルの改正をおこなった。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	令和8年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめアンケート（1月から学生生活アンケートに名称を変更）は学生対象3回（6月、10月、1月）、保護者対象1回（8月）で、計4回実施した。また、こころと体の健康調査を年2回（5月、12月）実施した。その内容は、いじめ対策委員会やクラス担任等関係者と共有した。	・引き続きアンケートや調査を実施し、教員間で情報共有する。 ・答えやすいアンケートとするため、質問項目を見直す。	令和7年4月 実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	学校いじめ対策委員会の構成員の一人として、スクールソーシャルワーカーを配置しており、各案件について助言を得ている。定期の委員会において情報を共有し、必要に応じて担任等にも情報共有している。	引き続き、現体制を維持し、情報共有を徹底する。なお、令和7年度からスクールカウンセラーも構成員に追加こととし、必要な規程の改正を行う。	令和7年4月 実施済
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	7月に警察の講話による研修会を実施した。	引き続き、学生に対していじめに関する研修を実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	1年生には4月のオリエンテーション（2泊3日）において、学生主事よりいじめについての講話を実施した。	引き続き、いじめについての講話を実施する。併せてアンケートにいじめの適宜を記載し、理解を深められるようにする。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。	学生会による目安箱の設置（通年）	通年、学生会による目安箱の設置は行っているが、その他は実施できなかった。適宜学生の主体的な取組がされるような働きかけを行っていく。	令和8年3月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	入学説明会（3月）、保護者対象のいじめアンケート（8月）、本校ホームページで内容を周知した。	引き続き、HPをはじめ入学説明会、保護者対象のアンケートで周知を行う。	—
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、いじめを受けた者、いじめを行った者及びその保護者に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き、学級担任と連携し、いじめを受けた者、いじめを行った者及びその保護者に対し、学内対応方針を伝えることを徹底している。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ防止基本計画を本校ホームページで公開し周知しているが、外部の有識者との連携・協力体制は築いていない。	引き続き周知を行い、外部の有識者との連携や協力体制を図れるように整えていく。	令和8年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	警察等と連携して対応する体制はできている。	近隣の警察署に日頃からお世話になっており、連携できる関係を築いている。	—